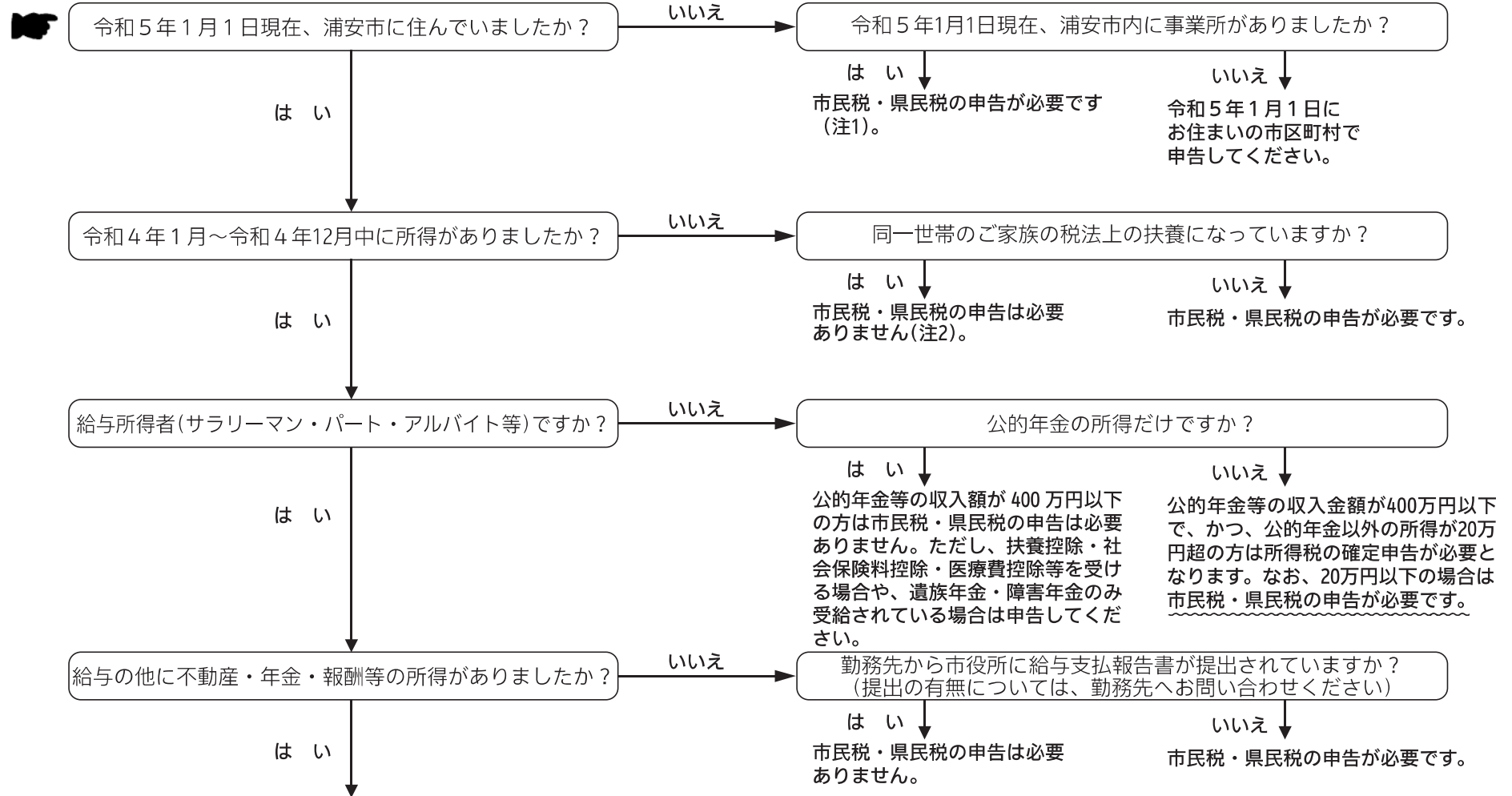


私は、市民税・県民税の申告が必要？

スタート



給与以外の所得が20万円超の場合は所得税の確定申告が必要となり、20万円以下の場合には市民税・県民税の申告が必要です。

☆確定申告についてのご質問は、税務署へお問い合わせください。市川税務署：047(335)4101(代)

☆税務署へ確定申告される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません（浦安市に住んでいない方で浦安市内に事業所がある方は必要です）

☆市民税・県民税の申告が必要のない方でも、税務署への確定申告が必要な場合や、税務署へ確定申告をすれば所得税の還付を受けられる場合があります。

(注1) 浦安市外に居住し、浦安市内に事務所・事業所を有している方（賃貸も含む）につきましては、衛生・消防などの行政サービスに要する経費の一部を分担していただくため、市民税・県民税（個人住民税）申告が必要です（事業所課税）。

(注2) 単身赴任などで家族と離れて市外に居住し、浦安市内に家屋敷を有している方（賃貸も含む）につきましては、衛生・消防などの行政サービスに要する経費の一部を分担していただくため、市民税・県民税（個人住民税）申告が必要です（家屋敷課税）。